

令和2年4月9日

都道府県消費者行政担当課  
政令指定都市消費者行政担当課  
御担当者様各位

経済産業省  
産業技術環境局  
資源循環経済課

プラスチック製買物袋有料化に伴う制度概要資料の提供及び  
周知・普及啓発への協力依頼について

平素より3R行政にご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。  
政府では、昨年5月に策定した「プラスチック資源循環戦略」を踏まえ、昨年12月27日に容器包装リサイクル法に基づく省令改正等を行い、本年7月1日より、全国一律でプラスチック製買物袋の有料化（いわゆるレジ袋有料化）を実施することとなりました。

つきましては、プラスチック製買物袋有料化に関する制度に関する資料を提供いたしますので、ご確認いただけますと幸いです。また、これまでも容器包装リサイクル法に基づく3R、プラスチック製買物袋の有料化制度等、各種周知・広報にご協力いただいているところではございますが、下記のとおり今一度、各都道府県におかれましては政令指定都市以外の管轄内の市区町村及びその住民、各政令指定都市におかれましては管轄内の住民に対して周知へのご協力の程、よろしくお願い申し上げます。なお、本件につきまして、別途各都道府県の環境関係担当課にもご協力のお願いをする予定です。

## 記

### 1. 制度に関する説明資料について

- (1) 制度概要資料「プラスチック製買物袋の有料化 ～2020年7月1日スタート～」  
(別添1)

プラスチック製買物袋有料化について概要説明資料となりますので、ご覧いただけますと幸いです。制度の詳細については、別添2「プラスチック製買物袋有料化実施ガイドライン」をご参照下さい。

## 2. 周知のご協力をお願いについて

### (1) 住民向け広報誌等を活用した周知協力依頼

プラスチック製買物袋有料化の概要（背景、開始時期、内容等）について、各地方公共団体で住民向けに作成されている広報誌やHP、SNS等の広報媒体を用いることなどにより、住民への周知にご協力をお願い申し上げます（広報誌の例として、別添3をご参照ください。）。

なお、周知にあたっては、ポスターや制度の概要を説明した動画、パンフレット、その他事業者向けのチラシ等もございます。下記HPの＜広報物＞欄に掲載しておりますので、ぜひご活用ください。

### (2) 国が実施する事業者向け説明会の紹介

本年4月以降、経済産業省が全国10数箇所で説明会を実施する予定です。現在、新型コロナウイルスの感染対策のため開催を延期している中、開催日時・募集開始日時については現時点で未定となっています。今後、詳細が決まり次第、以下のHPに掲載いたします。各地方公共団体におかれましては、各地域の事業者に対して、本説明会について積極的にご紹介いただくとともに、本制度に関わる地方公共団体職員の方も是非この機会に本説明会にご参加ください。

以上

#### <各種問い合わせ先（コールセンター）>

相談受付時間 月～金曜日（祝日除く） 9：00～18：15

○消費者の皆様向けの相談窓口 0570-080180

○事業者の皆様向けの相談窓口 0570-000930

#### <プラスチック製買物袋の有料化に関するHP>

[https://www.meti.go.jp/policy/recycle/plasticbag/plasticbag\\_top.html](https://www.meti.go.jp/policy/recycle/plasticbag/plasticbag_top.html)。



#### <本資料のお問い合わせ先>

経済産業省 産業技術環境局 資源循環経済課

担 当 早田、中村

電話番号 03-3501-4978